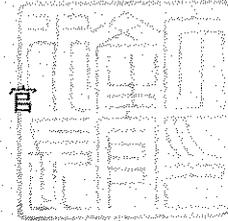


27水管第2359号

平成28年3月25日

殿

水産庁長官



真珠養殖業を内容とする区画漁業権の運用について

真珠養殖業を内容とする区画漁業権については、「真珠養殖を内容とする区画漁業権について（照会）」（平成27年11月18日付け水管第1618号水産庁漁政部長・資源管理部長通知）により、その運用の実態把握調査を行ったところ、漁業権管理費の負担に関して、「漁業権行使規則等の作成及び認可について」（平成24年9月7日付け水管第1418号水産庁長官通知。以下「長官通知」という。）で示した取扱いに反することが疑われる事例が見られましたので、改めて下記のとおり通知します。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。

記

- 1 長官通知で示したとおり、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「組合等」という。）が有する特定区画漁業権（自営しないもの）及び共同漁業権（以下「組合管理漁業権」という。）の管理に要する経費については、組合管理漁業権を有する組合等は、漁業法（昭和24年法律第267号）第8条第2項に規定する漁業権行使規則において、「当該漁業を営む権利を有す

る者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項」として「行使者たる組合員に対し、行使料として負担を賦課すること」を定めることができるとされています。

- 2 この考えは、当然のことながら組合管理漁業権ではない漁業権（経営者に直接免許されているもの）については適用されず、組合等が、当該漁業権を有する他の法人又は個人から行使料その他漁業権管理名目による負担金を徴収することはできません。
- 3 しかしながら、今般の調査により、一部の漁業協同組合において、真珠養殖業を内容とする区画漁業権を管理していないにもかかわらず、当該区画漁業権を有する他の法人又は個人から漁業権管理名目で負担金を徴収していると疑われる事例が見られました。
- 4 このような負担金の徴収は漁業法の制度趣旨に照らして認められないことから、管下の組合等に対し周知徹底を図るとともに、このような事例に該当する組合等がありましたら、改善措置を講じるよう指導をしてください。